

競争的研究費等の使用に関する行動規範

一般財団法人残留農薬研究所の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員は、競争的研究費等を使用する上で、以下の行動規範を遵守する。

- 1 競争的研究費等が貴重な税金等で賄われている公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的にこれを使用しなければならない。
- 2 競争的研究費等の使用に当たり、一般財団法人残留農薬研究所の関連規定、競争的研究費等の使用ルール及びその他関係法令・通知等を遵守しなければならない。
- 3 研究計画に基づき、競争的研究費等を計画的かつ適正に使用する。また、効率的かつ適正な事務処理を行う。
- 4 競争的研究費等の使用について、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 競争的研究費等の利用に当たり、取引業者との関係において第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究員等は、競争的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。